

第 5199 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 3日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定障害者に対する贈与

Q：特定障害者に対する贈与の特例があるようですが、どのようなものですか？

A：3,000万円までの金額を非課税とする措置があります。

【解説】

贈与税では、特定障害者に対する信託受益権で次の要件を備えたもののうち3,000万円までの金額については、贈与税を非課税とする措置を設けています。

- ① 特定障害者が信託受益権の全部の受益者となっていること
- ② 信託財産が、金銭、有価証券、金銭債権、その特定障害者の居住の用に供する不動産その他一定のものであること
- ③ 受託者は、信託会社又は信託業務を行う銀行であること
- ④ 信託期間は、特定障害者の死亡の日（改正前は死亡の日後6ヶ月を経過する日）に終了するものであること
- ⑤ 信託契約は、取り消し又は解除することができず、かつ、その信託期間及び受益者の変更ができないものであること
- ⑥ 信託の収益は、特定障害者の生活又は療養の費用に充てるため、定期的に、かつ、実際の必要に応じて適切に分配されるものであること
- ⑦ 信託財産の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること
- ⑧ 信託受益権は、譲渡に係る契約を締結することができない旨等の定めがあること

